

第2回習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会議事録

1. 開催日時 令和3年10月20日(水)午後3時00分～午後4時23分

2. 開催場所 習志野市庁舎5階 小委員会室

3. 出席者

【委員長】	習志野市副市長	諏訪 晴信
【副委員長】	習志野市こども部 部長	小平 修
【委員】	習志野市立保育所私立化ガイドライン 改定懇話会の委員であった者	田島 大輔
	習志野市民生委員児童委員協議会 推薦	中川 裕子
	習志野市民生委員児童委員協議会 推薦	富田 明子
	習志野市政策経営部 部長	竹田 佳司
	習志野市こども部こども保育課 課長	篠宮 淳一
	習志野市立大久保第二保育所 所長	近藤 明美
	習志野市立菊田第二保育所 所長	牧口 千恵子
		<欠席委員1名>
【事務局】	こども部 次長	根本 勇一
	こども部 副技監	江口 浩雄
	こども部こども政策課 課長	齊藤 洋介
	(こども部) 主幹	新井 理香
	企画管理係長	三代川 昌弘
	施設係長	松本 大輔
	副主査	鈴木 真理子
	副主査	清水 隆之

4. 議題

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 審議

(1)一次審査(応募資格審査)の結果について

(2)二次審査(書類・面接審査・公開プレゼンテーション)の審査方法について

5. 会議資料

資料1 大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人の応募経過

資料2 大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人の二次審査方法

資料3 移管先に係る応募法人一覧

資料4 公開プレゼンテーション保護者アンケート

資料5 移管先法人の二次審査評価基準(案)

6. 議事内容

開会

【諏訪 晴信 委員長】

ただいまより、第2回習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会の会議を開会する。

習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会設置要綱第6条の規定により、委員5名以上の出席が成立要件となっている。

ただいまの出席委員は9名であり、本会議は成立した。

第1 会議録の作成等

【諏訪 晴信 委員長】

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員及び所管課名を記載した上で、会議ごとに確定するが、第1回会議において決定したとおり、公開については、移管先法人の決定後に、すべての会議録を市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、そのように取り扱うこととする。

第2 会議録署名委員の指名

【諏訪 晴信 委員長】

会議録の作成にあたり、正確性・公正性を期するため、委員長において、田島 大輔 委員、中川 裕子 委員、富田 明子 委員の3名を、会議録署名委員に指名することに異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、私から会議録署名委員に、田島 大輔 委員、中川 裕子 委員、富田 明子 委員を指名する。

第3 審議

(1) 一次審査(応募資格審査)の結果について

【こども政策課長 齊藤 洋介】

まず、応募経過を説明する。

既に通知したとおり、前回の会議で審議いただいた募集要項に基づき、6月14日より募集を開始した。

募集要項等説明会を7月9日に実施し、8法人21名が参加した。

参加意思表明書の受付は、7月16日を期限とし、大久保第二保育所には8法人、菊

田第二保育所には7法人から提出があった。

応募書類の受付は、9月30日を期限とし、大久保第二保育所には6法人、菊田第二保育所には5法人から提出があった。

次に、一次審査の結果について、応募資格を事務局において審査した結果、全ての法人で応募資格を満たしていた。

委員には、事前に応募書類を配付しているが、応募資格について異議がなければ、各法人に対し、一次審査結果を通知したい。

【諏訪 晴信 委員長】

一次審査結果について、異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、一次審査の結果については、事務局報告のとおりとする。

(2)二次審査(書類・面接審査・公開プレゼンテーション)の審査方法について

【こども政策課長 齊藤 洋介】

二次審査方法について、区分ごとに説明する。

まず、書類審査について、現在、事務局において応募書類の内容を審査しており、また、財務状況の分析を税理士に依頼している。

次に、面接審査及び現地調査について、事務局において各法人の面接によるヒアリングを実施し、応募書類の記載内容で不明な点などを確認する。

また、ヒアリングの実施にあたり、法人が運営する保育施設の視察を併せて実施し、実際の運営上の取組みを確認する。調査後には、事務局による所見をまとめ、二次審査に係る参考資料とする。

次に、公開プレゼンテーションについて説明する。

まず、対象施設の保護者に対し、応募書類の閲覧を実施する。

応募法人一覧及び各法人からの応募書類のうち、様式7「提案内容等」を大久保第二保育所及び菊田第二保育所の各施設に設置し、保護者から質問等を提出いただく予定である。

提出された質問等を各法人に配付し、市又は法人が質問に対する回答を作成する。回答は二次審査の参考資料とするとともに、公開プレゼンテーション実施後に保護者に配布する予定である。

第3回会議として、大久保第二保育所に係る応募法人のプレゼンテーションを実施するもので、12月19日日曜日に、各法人50分間で6法人分のプレゼンを実施し、9時から16時までの予定としている。

第4回会議として、菊田第二保育所に係る応募法人のプレゼンテーションを実施するもので、12月25日土曜日に、5法人分のプレゼンを実施し、9時から15時までの予定としている。

保護者アンケートについては、法人ごとに評価を記入いただくとともに、感想を提出いただくものとなっている。このアンケートを公開プレゼンテーションに参加した保護者に提

出いただき、集計結果を二次審査に係る参考資料にする予定である。

プレゼンテーションの内容・方法については、既に募集要項にてお知らせしている内容のほか、これまでの私立化で実施したプレゼンテーションと同様の内容としている。

法人の説明者は3名以内とし、持ち時間は50分間、そのうちプレゼンテーションは30分間とし、委員からの質疑応答を20分としている。

内容・方法については、応募書類に記載の内容の範囲内で、スピーチやパワーポイント等の映写により実施していただく。

プレゼンテーションの審査としては、この後説明する評価基準表等を活用し、仮評価を実施いただき、参加された保護者には、先ほど説明したアンケートを実施する。

最後に、二次審査の説明をする。

第5回会議として、事務局が実施した現地調査の結果、公開プレゼンテーションの内容、保護者アンケートの結果を総合的に判断し、「評価基準」を基に、各委員において採点いただく。

評価基準は、14の審査項目ごとの配点に従い、参考となる基準を示したものである。

この各委員の点数の合計点を得点とし、最も高い得点を得た対象者を移管先法人候補者とする。

なお、得点が満点の7割に満たない対象者は、候補者とはしない。

日程は、1月中旬を予定しており、後日改めて日程調整を行う。

選考結果は、市長に報告し、市長が選考結果を基に選定する予定である。

【諏訪 晴信 委員長】

ただいま説明のあった二次審査方法について、適宜分割して質疑する。

まず、書類審査、面接審査及び現地調査について、今後、事務局において、面接審査及び現地調査を実施する予定である。各法人への確認事項等があれば、ご意見として承る。

【田島 大輔 委員】

まず、現地調査の対象施設を認可保育所とするのか。

また、施設選定はどのように行い、調査日は事前に指定するのか。

【こども部主幹 新井 理香】

公立保育所の私立化であること踏まえ、認可保育所を運営している法人は、認可保育所を調査対象とする。

調査施設については、様々な情報を調べ、法人をよく知ることができる施設を選定する予定であり、法人と日程調整をしたうえで実施する。

【田島 大輔 委員】

現地調査の結果をもって、プレゼンテーションで質疑することになるが、今後、どのような打ち合わせが行われるか、具体的な流れを教えてください。

【こども部主幹 新井 理香】

先ほど諏訪委員長から、現地調査における確認事項の意見とあったとおり、応募資料からは読み取れない部分、現地調査で調査すべき観点を承りたい。

現地調査には専門職と事務職で赴き、いただいた観点を含め総合的に調査して、その結果を事務局所見として、委員に提供する。

委員におかれては、事務局所見も参考に、総合的に質問していただきたい。

また、法人への質問内容等については、協議する予定である。

【竹田 佳司 委員】

現地調査の事務局所見は、いつ委員の手元に届くのか。

【こども部主幹 新井 理香】

事務局所見と応募書類等を踏まえて質問内容を考えていただくため、遅くともプレゼンの1週間前には配付したい。

【竹田 佳司 委員】

現地調査を実施する際の意見を少し申し上げる。

まず、特別保育においては、「ニーズを見て」、「市と相談をして」という記載が非常に多く、一時保育室がない図面もある。事務局として、両施設ともに一時保育のニーズがあると判断するならば、特別保育に対する法人のやる気度を確認いただきたい。

次に、提案図面の駐車場台数については、法人間でかなりばらつきがあり、どの資料にも定員に対する割合の記載はなかった。

実際に、菊田第二保育所には50台の提案があり、また、限られた面積の大久保第二保育所では、30台と8台の提案がある中で、30台の提案については、やはり園庭が狭くなっている。特に、駐車場台数が図面上では確認できず、駐車場が余りにも少ないと不安を感じる提案もある。

駐車場台数と園庭のどちらを多く確保するほうがいい法人なのか判断が分かれるところだが、法人の駐車場台数に対する考え方を確認いただきたい。

次に、地域交流について、図面上でもはっきりと地域交流スペースと記載のある提案もある。提案資料では活用方法が読み取れなかったが、地域との関わりや具体的なメニュー等があるとプラス要素に働くため、保育プラスアルファの部分で特徴が見出せるのであれば確認いただきたい。

【こども部主幹 新井 理香】

特別保育については、実施場所、職員体制等の具体的な部分まで確認する。

駐車場については、現時点における駐車場に対する考え方及び移管先法人決定後に設置する三者協議会において保護者から要請があった場合の対応を確認する。

地域貢献については、私立化ガイドラインではおおまかな記載だが、地域に根差した施設として、具体的な計画、職員配置、実現性を確認する。

【田島 大輔 委員】

私見であるが、法人のホームページを見た限り、保育所保育指針に著しく則っていないような園が見受けられる。

法令を遵守しているが、保育所保育指針から著しく逸脱していないか、拡大解釈していないかという点については、現地調査において経営、保育等の状況を厳密に見ていただきたい。非常に重要な部分である。

私立化ガイドラインには私立ならではの独自性及び柔軟な保育に関する規定もあるが、公立からの私立化であることを重視し、法人には指針に則っていただくこと、独自性の主張だけではなく公立保育の継承を望んでいることを視野に入れていただきたい。

次に、職員配置については、必要人数が充足されているかである。

シフト表上の人数が充足していたとしても、実際の保育において充足感が乏しくないか、現地調査の際には、対象施設職員の充足状況を確認していただきたい。

さらに職員採用計画も非常に重要であり、提案している計画は実現可能であるのか。また、既存施設における職員採用の実績はどうか。調査対象施設の職員が不足している状況ならば、職員採用は厳しい実情だと伺えるため、職員の採用状況や採用に対する意欲等を確認していただきたい。

数値上では見られない部分が大事だと考える。

【牧口 千恵子 委員】

採用人数については、当初より多く計画している法人と現状から令和6年度に向けての計画になっている法人がある。

保護者の安心感または教育の充実の観点から、新園の開園までに、子どもを引き継ぐ職員体制をどう構築するかを盛り込んでいただきたい。

【こども部主幹 新井 理香】

保育指針の遵守は最低限の話である。指針の改定による解釈の変更等の最新情報を把握・理解しているか、書類及び実際の保育等で確認する。

また、子どもたちの成長を促すような柔軟な保育を独自で実施しているようであれば、併せて確認する。

職員配置及び職員採用計画は重要な観点の一つであり、提案する計画の実現性、具体性などを深く聞き取りする。

【田島 大輔 委員】

現地調査において、幼保一元カリキュラム、中学校区を教育・保育提供区域とした保育・教育など、習志野市への理解度も確認いただくとともに、優位となる市内法人に対しては、さらに公立保育の継承に対する考えを確認いただきたい。

また、応募書類では、法人の独自性としての習い事が非常に多く散見されるため、公立からの移管において、習志野市の目指す方向を伝えることが重要である。プレゼンの際に、法人の公立保育の継承に対する考えを問うことができると、習志野市が行ってきた保育についても、参加する保護者は理解できると考える。

【こども部主幹 新井 理香】

本市の保育への理解も重要な観点である。

円滑な私立化には、公立保育の継承のほか、法人の独自性を地域特性に上手く合わせることも含むと考える。

現地調査において、法人独自の習い事等についても、指針を逸脱していないか、地域ニーズに合うものかを確認する。

【近藤 明美 委員】

医療的ケアの必要な子について、移管先法人を希望した場合、きちんと受け入れるか確認いただきたい。

【こども部主幹 新井 理香】

私立化ガイドラインの策定が令和3年3月であり、その後の令和3年9月に医療的ケアに関する法律が施行された。

現状では、医療的ケア児の受け入れについての仕組みがはっきりとしていない部分

があり、法人の体制が整わないまま受け入れられても、その子のためにならない。実際に対象児を受け入れるか否かの確認ではなく、法律に対する法人の考えを確認する予定である。

【諏訪 晴信 委員長】

応募法人への現地調査は、認可保育所を中心に行うとあったが、調査数はいくつか。

【こども部主幹 新井 理香】

1法人につき1施設を予定している。

【諏訪 晴信 委員長】

委員の意見を受けて、しっかりと現地調査していただきたい。

特に、私立化ガイドラインがあるとはいえ、田島委員の発言にあったように、公立と変わらないことが、保護者にとって一番大事だと考える。

加えて、調査施設の職員、子どもたちが、本当に生き生きと笑っているかどうか、しっかり見て、保育の質を事務局の目で確かめていただきたい。

次に、公開プレゼンテーションについて、内容に対する意見や質問はあるか。

【田島 大輔 委員】

質疑応答において、質問に対する答えが十分になされない可能性がある。

プレゼンテーションは、法人のアピールポイントのみの発表となる可能性が高く、懸念事項を質問した場合、十分な回答が得られず時間切れになることが予測できるため、質疑応答の方法は重要である。

時間に限りがある中で、プレゼン30分・質疑応答20分という時間配分には、議論の余地がある。

【諏訪 晴信 委員長】

事務局としての見解はどうか。

【こども部主幹 新井 理香】

ご提案があれば伺いたい。

【田島 大輔 委員】

法人に直接質疑できる機会はプレゼンテーションしかなく、明確な回答がないまま質疑が終わってしまうことに少し不安が残るため、プレゼン時間を20分程度とし、質疑応答に力を入れてはどうか。

保護者の関心は質疑応答であるが、複数施設を運営している法人は、プレゼン慣れして、ある程度いいことしか言わない可能性もある。

【諏訪 晴信 委員長】

過去の移管先法人選考の際も、田島委員が懸念された事柄があったと記憶している。

質問の主旨と全く違う回答をすることもあるため、まず、実際に保育に当たる施設長候補者、主任保育士等が受け答えすることが大事だと考える。理事長が理念・理論を語ったとしても保護者には伝わらない。

また、プレゼンを20分に、質疑を30分に変更することも一つの方法であり、また、時間内に回答できなければ、後日、文書での回答を求める方法もあると考える。

【こども部主幹 新井 理香】

御指摘のとおり、これまで保護者アンケート及び委員から、話がかみ合っていないとの意見があったこともある。

質問に対して誠実に回答しない、もしくは具体策を持っていないことは、一つの評価となるため、その部分について適切に評価をしていただきたい。

また、保護者アンケートには、「そういうことを聞きたいのではない」等の率直な意見も寄せられるため、参考としつつ、総合的に判断いただきたい。

【諏訪 晴信 委員長】

当日の質疑において、委員長と副委員長は質問しないとしても、委員8名が一問ずつ質問した場合、特に回答側は長くなるため、到底20分では足りない。

保育の専門である田島委員、各所長及び市民の立場である中川委員、富田委員の質問時間を優先的に確保する、1法人当たりの質問者数を決めることも一つの手である。

事務局において手法を検討し、副委員長も含めた市職員の委員で協議したいと考えるが、いかがか。

【田島 大輔 委員】

それで問題ない。

ただ、他市・他区の会議を見ても、回答時間が長くなることが想定され、時間は非常にタイトになる。質問に対する回答は5分以内などの制限をつけた中で、先ほど事務局からあったように評価していくこととなるか。

公開プレゼンテーションを実施する意味を考えると、何かの形で回答を得るべきであり、委員長からあった文書回答も必要である。

一方的に時間をうまく使われることがないように、事務局において検討いただければ異論はない。

【諏訪 晴信 委員長】

各委員からの御意見については、それぞれ事務局及び私と副委員長他で協議することとする。

プレゼンの時間については、田島委員から提案があった、簡潔に20分間で説明を求めて、30分間を質疑応答に充てる形に変更したいと考える。

異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、プレゼンテーションの時間割り振りについて、説明20分・質疑応答30分に変更する。

ほかに質疑はあるか。

【田島 大輔 委員】

法人は他法人のプレゼンを聞けないという理解でよいか。

【諏訪 晴信 委員長】

そのとおりである。

【田島 大輔 委員】

プレゼン順は、どのように決定するのか。

【三代川 昌弘 企画管理係長】

応募順を基本として調整する。

【諏訪 晴信 委員長】

出入りの際、法人同士が出くわすことはないか。

【こども部主幹 新井 理香】

控室を用意する。

【諏訪 晴信 委員長】

現時点において、応募数及び応募法人がわからないようにしているか。

【こども部主幹 新井 理香】

そのようにしている。

【竹田 佳司 委員】

応募法人一覧は、保育所に公開していなかったか。

【三代川 昌弘 企画管理係長】

対象施設の保護者閲覧用に設置する。

【竹田 佳司 委員】

保護者は、応募数、法人名が分かる。

【諏訪 晴信 委員長】

人づてに伝わる可能性があることはわかった。

ここで、概ね1時間を経過していることから、5分休憩し、4時再開とする。

暫時休憩する。

< 休 憩 >

【諏訪 晴信 委員長】

休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、二次審査について、ご意見があれば伺う。

採点いただく際は、評価基準に従っていただくこととなる。採点方法や方式、評価基準等について、ご質問・ご意見があるか。

当日は、プレゼンを聞きながら仮採点する形でよいか。

【こども部主幹 新井 理香】

そのとおりである。

【竹田 佳司 委員】

これまでの私立化において実施してきたプレゼンから、配点で変更した点、配慮した点はあるか。

【こども部主幹 新井 理香】

変更点はない。

【田島 大輔 委員】

評価するには点数化するしかないため、仕方がないが非常に難しい。

評価項目におけるカテゴリーはあるか。何を基準としているのか。

【こども部主幹 新井 理香】

提案様式の順となっている。

【田島 大輔 委員】

「保育方針・保育目標」、「保育内容」の基準をどのように明確にするのか。

「特別に支援を要する子どもの保育」の基準は簡単だが、「関係機関及び地域との連携・交流」、「保護者との信頼関係の構築」はどう考えるべきか。各委員に任せるということか。

【こども部主幹 新井 理香】

現地調査結果の事務局所見を参考にいただき、応募書類及びプレゼンテーション内容から総合的に仮採点していただく。

【田島 大輔 委員】

採点は、点差がつくよう5点・3点・1点のような採点法なのか、それとも自由に付けてよいのか。

【こども部主幹 新井 理香】

評価基準にある点数を基準としていただく。

ただし、委員の思いと基準点が合わない場合は、自由に点数を付けて構わない。

【田島 大輔 委員】

過去の実績からみて、点差がつくものなのか。今回は応募法人が多く、また、2か所に応募している法人もいる。

応募書類を見ただけが、審査項目の「応募理由等」、「保育方針・保育目標」、「保育内容」の配点が非常に高い項目と、「職員研修」、「健康管理」、「防犯・防災、事故等への対策」、「施設整備計画」、「職員配置・採用計画」、「財務状況」の重要だが配点が低い項目では点差がつきにくい。

【こども部主幹 新井 理香】

配点が大きい審査項目の「応募理由」及び「保育方針」については、評価基準を細分化しており、また、「保育内容」は法人の色が出る部分であるため、大きく点差が出ると考える。

差の出ない部分もあるが、「職員配置・採用計画」、「施設整備計画」の近隣への安全確保においても、法人の考えが出るところであるため、差が出ると考える。

【田島 大輔 委員】

採点結果が同点あるいは接戦となった場合は、決選投票で決めるのか、2法人の中で項目ごとの優劣を点数化して決めるのか。

【こども部主幹 新井 理香】

高得点で接戦となることが一番望ましい。

最良の法人を選考するならば、高得点で接戦した中で、最高得点の法人としたい。

【諏訪 晴信 委員長】

法人に対する各委員の採点結果の合計方法として、上位及び下位の点数を切り捨てることはするのか。

【こども部主幹 新井 理香】

その方法を行わない。

【諏訪 晴信 委員長】

純粋に積み重ねた点数で、順位が決まるということか。

【こども部主幹 新井 理香】

点数で順位化する。

【篠宮 淳一 委員】

両施設に応募している法人がいるが、仮に両方とも一位となった場合、その法人は両施設の移管を受けるのか。

【竹田 佳司 委員】

1法人だけ、施設長予定者に同姓同名がある。

【こども部主幹 新井 理香】

どちらかは辞退と考えられるが、現地調査において聞き取りする。

【諏訪 晴信 委員長】

両施設への応募は3法人ある。どちらかが選ばれればと考えているのではないか。

【竹田 佳司 委員】

その3法人の内の2法人は、施設長予定者は別の方を挙げている。

【こども部主幹 新井 理香】

施設長予定者が同じ法人は、どちらかに選考されればという考えで応募しているように伺える。

また、先ほどの採点に関する発言に補足したい。

評価基準に従い採点していただくが、評価基準では、何かしらの提案があれば1点は付くように設定しているが、委員において、評価基準を満たすものがなく、点を付けることができないと判断した場合は、0点とすることもできる。

事務局としては、記載してあれば点数はつくと認識である。

【田島 大輔 委員】

採点が難しい。

積み上げ方式で1点差であった場合、本当にその法人でいいのかという議論が起きてしまうことは避けたいが、決選投票ではバイアス(先入観・思い込み)がかかる懸念がある。

委員の1点に対する重みを考えてしまう。

【諏訪 晴信 委員長】

仮に同点だった場合の対応はどうなるのか。

【こども部主幹 新井 理香】

プレゼンの内容、保護者アンケートの結果、現地調査における事務局所見等を総合的に勘案し、本当に同点なのか、特に重要項目における評価を協議いただく必要がある。

【諏訪 晴信 委員長】

暫時休憩する。

< 休 憩 >

【諏訪 晴信 委員長】

休憩前に引き続き、会議を開く。

【富田 明子 委員】

点数が接戦となることも考えられる中で、例えば配点が6点の場合、1点から6点までの点数を委員の判断においてつけるのか。6点または0点のどちらかをつけるのか。

【三代川 昌弘 企画管理係長】

審査項目の「応募理由等」を例にすると、配点が15点であり、0点から15点までの1点刻みで点数をつけていただけるが、評価基準の一番上の段にあるとおり、①から④までの項目すべてを満たす法人であれば、15点をつけていただくことが順当だと考える。

また、2番目の段に記載の、①の項目及び、②から④のうち2つの提案が書かれている場合は12点となる。

評価基準を参考にしていただくが、実際の採点において、評価基準の中間点と判断した場合には、配点内の整数で点数をつけていただきたい。

【諏訪 晴信 委員長】

審査項目の「応募理由等」であれば、1点から15点の間で、思ったとおりの点数をつけていただければよい。

【富田 明子 委員】

あくまでも、評価基準点は参考であると理解した。

【田島 大輔 委員】

自分の中で、ある程度順位づけしなければ、接戦になることが考えられる。

例えば、1位が80点、2位が75点という差をつけておくべきであり、その際の基準がこの評価基準という理解でよいのか。

【諏訪 晴信 委員長】

そのとおりである。

応募書類を読み、あらかじめ委員の中で順位付けしておき、実際のプレゼンを参考に、点数に変えていく。

つまり、委員自身が候補者をイメージして採点する方法をとらないと、各法人の点数が上がり放題になる可能性もある。

【こども部主幹 新井 理香】

補足すると、評価基準に沿って、事務局が調査した結果を、事務局所見及び理由を参考としてお渡しするが、委員の判断で採点していただく。

事務局の採点は、あくまでも参考資料である。

【田島 大輔 委員】

事務局の採点は、順位をつけるための点数ではなく、各審査項目に対する点数という理解でよいのか。

【こども部主幹 新井 理香】

そのとおりである。

【中川 裕子 委員】

審査基準において、プレゼンテーションは応募書類を基にということだが、採点する際には、現地調査結果をまとめた事務局所見も参考にしたい。

【こども部主幹 新井 理香】

現地調査において、子どもの生活状況及び保育計画や記録、個別支援計画等を確認し、その状況を含めて点数及び所見を作成する。

プレゼンテーションの1週間前ぐらいには委員へ配付する予定であるため、事前に目を通してからプレゼンテーションに臨んでいただき、採点する際も参考にさせていただきたい。

【諏訪 晴信 委員長】

ほかに質疑がなければ、二次審査の審査方法について諮る。
事務局提案に異議はあるか。

【一同】

異議なし。

【諏訪 晴信 委員長】

異議なしと認め、二次審査の審査方法は、事務局提案のとおり決定する。

各委員からご意見については、重々配慮の上、見直し等していただきたい。

なお、プレゼンテーションの時間配分については、この会議において、プレゼン20分、質疑30分と変更することを決定した。

以上で、本日の審議を終了する。

【近藤 明美 委員】

1点お願いがある。

保護者に対する提案内容等を閲覧するとあったが、今保育所では、保護者同士の密を避けるため、長居しないようにしている。

応募法人数も多く、その場だけでの閲覧は難しいため、貸出形式にさせていただけると大変ありがたい。

【諏訪 晴信 委員長】

保護者が持ち帰るということか。

【近藤 明美 委員】

貸出期間を設けて、持ち帰っていただく。

【こども部主幹 新井 理香】

これまで、保育所での閲覧、家庭への貸出など、保護者の要望等を取り入れた手法としている。

【諏訪 晴信 委員長】

応募書類は正本と副本しかないが、別に用意するのか。

【三代川 昌弘 企画管理係長】

様式7の部分だけをコピーし、閲覧用とする。

【諏訪 晴信 委員長】

その閲覧用を2日程度、保護者に貸出す配慮がほしいということか。

【三代川 昌弘 企画管理係長】

過去の事例として、コピー禁止、撮影禁止を必ず明記した上で貸出した事例と閲覧のみの事例がある。

【諏訪 晴信 委員長】

保護者への閲覧はいつからの予定か。

【三代川 昌弘 企画管理係長】

本会議において、二次審査の審査方法の結論が出たことから、来週早々から開始したい。

【諏訪 晴信 委員長】

今日、千葉県は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行っている。

漏れ聞こえるところでは、県も25日からの全面解除を考えているようであり、今までとおりの感染対策、マスク、手洗い等々をしっかりすれば、多少人数が増えたとしても、密になるから駄目とはならないと考えるが、保護者の利便性を鑑みると、ある程度は考慮しなければならない。

については、撮影禁止、ブログ掲載禁止等をきちんと明記したものを作成し、借りた保護者と返却日等がきちんと管理できるような仕組み・体制を整えて欲しい。

ご意見はあるか。

【一同】

なし。

第4 その他(事務連絡等)

こども政策課長 齊藤 洋介より、今後の選考委員会等のスケジュールについて説明した。